

災害など累 体



⑨ 市民・行政が一同に会し、熱心に第2回検討会 平成19年1月24日 水谷東3丁目集会所

るのは、かえって混乱を招く原因である。関係機関・団体・市民が一体となつて進めてこそ、地域の力につながるものであり、引き続き会合を重ねていくことで一致しました。

災害時に支援を必要とする人々への支援がテーマ

しれないが意見の中でも
水谷東一丁目自主防災・救助会では「避難台帳」がすでに作成され、二年に一度
更新する形で進められています。この取り組みは、町会内の各家庭に避難台帳帳を作成の依頼を行い、A4用紙の依頼書にその半分が切り取られ、下半分をその家庭の状況を書いて申して出るというものです。九〇%以上の申し出があると言っています。

これらの意見を参考に検討した結果、水谷東地域のすべての家庭に対し、災害支援を必要とする場合は申請出していただきました。

この方法は、「通常「手土産」
げ方式」と言い、他の実験結果によれば、

データから見ると、申出率は全体の一〇%に留まっていると言います。本人からの申し出を優先させたのは、やはり個人情報保護の観点があり、今後この点を

整会議を開催し、依頼文、
申出書の最終確認を行い、
二月一日付けにて各町会で
一斉に開始されます。
(一月二十四日開催の調整
会議は次ページに掲載)

「地域の人々」

急時の地域支援 制づくり準備進む！

今回の会合は、安心安全ネットワークの呼びかけで、地区内の四町会（水谷東一丁目・水谷東二丁目・水谷東三丁目・援町）町会長をはじめ、水谷東地区住民委員が参加。行政からは、安心安全協議会の高齢者見守り活動課、高齢者見守り活動課等をすすめる高齢者福祉課、民生委員児童委員協議会の事務局である福祉課、地域福祉活動をすすめる社会福祉協議会がそれぞれ参加。はじめて水谷東安心安全ネットワークの発足後、庶務課から災害代表幹事の清水實氏があいつつ、続いて庶務課長のさつ、

水谷東地域と言えば、すでに「水谷東安心安全ステーション運営委員会」ができており、市内でもいち早く災害等に対する取り組みが町会の枠を超えて、地区内の関係者で自主防災会を結成し取り組まれています。今回の会合は、安心安全ネットワークの呼びかけ

時要保護者の避難支援ガイ
ドラインを説明、高齢者福
祉課から高齢者の見守り活
動をすすめるため、①新聞
や郵便物がたまつていいな
いか、②気になる身なりなど
していないか、③しばしば
リフォームをしていないか、
④怒鳴り声などがしていな
いか、などがあつたら通報

してほしい。と話され社協からは（仮称）街からど助けあい活動の推進について、それまでの縦割りで実施していた諸事業を横にし、て関係機関・団体・市民が連携を密にして見守り活動などに取り組んでいく行動素案を説明しました。

一連の説明の後、意見交換にはいり、個人情報保護法の制定により、地域福祉活動が狹められたような感じがする、民生委員としての仕事上での調べごとにも制限があるようでやりにくくなつた、等の意見が出され、庶務課法規担当者からのアドバイスや資料による説明などが行われました。

昨年十月一日付け地域の人々第十一号の特集号でお届けした、「災害時などの『助けあい』の地域づくりをするため」の中で、安心安全ステーション運営委員会では、災害時の対応として迅速に情報を共有し、地域内の災害時要援護者を把握し、具体的な支援方法を確立することが必要と述べ、具体的な行動に移る段階にあるとしています。

高齢者福祉課では、安心ネットワークづくりの構築に近隣住民の協力が必要である。災害時支援の運動と一体的に実施した方がより効果が現れるとしている。また、民生委員児童委員協議会連合会では、全国的な規模で「災害時、一人も見逃さない運動」を提倡し実践に移そうとしています。社会福祉協議会では、從来から「近隣助けあい活動」を提唱し、地域の中で日常的に見守りの必要な人々など、心配のある方を民生委員が中心に近隣住民の協力を得て見守りチームを結成するものです。

今回は、これらの活動をすすめている機関が一同一会し、意見交換する中で、災害時に支援が必要な人々は、日常的にも支援を要する方がいる、縦割りで同じ対象者を個々に家庭訪問す

「地域の人々」

第14号

平成19年2月1日

「地域の人々」

第14号

平成19年2月1日

災害時などの支援をすすめる

第三回目の会合開催される

平成十九年一月二十四日
午前十時から水谷東三丁目
集会所において、災害時な

との支援をすすめるため、
会合が町長、民选委員、
地区社協、庶務課、高齢者
福祉社課の参加で行われ、水
谷東三丁目清水町会の報告から
昨年十一月の会合の報告と
今後のすすめ方について話
されました。前回確認した
名簿登録の依頼文、申出書
及び申出書を入れて提出する
封筒の配布は二月一日
(木) 以降、町会を通じて
各家庭に全戸配布していく
'く、回収は町会の班長又は
町会長のところに持参して欲
いだすことを徹底して欲
しい、と話されました。富
士見市庶務課で四町会全世
帯数分の印刷物を手渡しま
した。

持つていて随時対応する必要があると説明され、また、名前で「災害時など支援を乞うる方への助けあいネットワーク」では長いので、通称「助けあいネット」となりました。申出書は二月末までに回収するなどを確認しました。

さらに、実際の災害時の対応について意見が出されました。町会の役員や民生委員委嘱者、児童委員だけでは対応が厳しく、これらの取り組みをみたときに若いうちから地域に溶け込んでいくためには、学生、子ども会育成会の役員さん、老人保健委員さんなど。今後の課題としていくことになりました。また、把握した後の対応につ

いて、日常的な見守り活動も大きな課題である。救助した後の移送の手段や移送先の備品として車いすやベッドなども考えておく必要

がある。救助の際の備品として、チエーンソー、ロープ、ジャッキ、ドアカッタ一、のこぎりなども必要ではないか、阪神大震災の時

も、このさうり一本なかつたために人命救助できなかつたことを考えるやりきれない。さらに、日常的に隣に住んでおいでコミュニケーションをとつておくことは大切なこと、お互がお互を知つておくことは、いざというときに役に立つ、阪神淡路大震災の時の話を聞いてもそのことがよく語ら

ツドなども考えておく必
平成 19 年 2 月 1 日
○○○○町会のみなさまへ

災害時などに支援を必要とする方の名簿登録について(ご案内)
市民の皆様には、ますますご清洋のこととお喜び申し上げます。
さて、阪神淡路大震災や中越地震、福井・新潟大水害などの教訓の中から、私たちちは防災意識の高揚と同時に事前対策として、災害時の支援体制の整備が急務となっています。
そこで、災害時に自分自身を守ることが困難な高齢者や障害を有する方(避難などが困難な方)等への支援を行政・地域(町会、住民)・社会福祉協議会や民生委員が一体となってすすめたいと考えております。
つきましては、災害時の支援を希望される方の名簿登録をいただき、災害時の迅速かつ的確な情報提供や避難誘導等が行えるよう体制整備を図ってまいりたいと考えております。
登録された名簿は、富士見市が管理し、市の関係部署、社会福祉協議会、民生委員、町会・自主防災会等が共有させていただきます。名簿登録は、別紙様式「『富士見市災害時等支援会員名簿登録申出書』」に記入いただき、下記へご提出ください。
ぜひ、かけがえのない生命を災害から守るためにも、名簿登録をしていただけたら幸いです。

お問い合わせ先

★富士見市役所 354-8511 富士見市鶴1800-1 TEL 049-251-2711
税務部庶務課（内線 222）、健康福祉部高齢者福祉課（内線 389）
健康福祉部社会課（内線 333）

★富士見市社会福祉協議会 354-0021 富士見市鶴1932-7 TEL 049-254-0747

☆○○○○○○○町会長 ○○ 354-0013 富士見市○○○○○○○ TEL 000-000-0000

★お近くの民選委員会委員会



◀ あいさつする小川会長

方々に表彰状が贈られました。また、社会福祉協議会への額寄付者として十名、社会福祉協議会永年会員として二十八名が受賞され、感謝状が贈られました。

社会福祉大会

社会福祉大会で八十名表彰

に十年以上奉仕者二十九名、優良地区及び団体一団体、本会員三名、施設及び団体の役員三名、以上の方々に表彰状が贈られました。また、社会福祉協議会への額寄付者として十名、社会福祉協議会永年会員として二十八名が受賞され、感謝状が贈られました。

福社大会と合同で開催されたふじみ福祉フーラムでは、点検部会及び学習部会から報告、そして県警本部防犯指導班「ひまわり」による寸劇とお話をあります。

社会福祉大会



2市1町聴覚障害者の会が 防災訓練実施

阪神淡路大地震災や中越地震での教訓として、障害があるがゆえに避難が遅れたり、コミュニケーション障害により救出の意思表示が困難で、結果として何時間も被災現場に取り残された例も少なくありません。そんな中、三月十七日（土）午前九時三〇分から富士見消防署訓練場において、二市一町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の聴覚障害者の会・富士見市・ふじみ野市、三芳町、入間東部地区消防組合が共催し、防災訓練が行われました。

○を超す参加者、また、テレビ局の報道も三社あり、関心の高さが伺えます。当日の訓練は、①通報訓練（障害者自らがファックスにより消防署に通報・身振り手振りで近所の人に通報を依頼する・緊急会話力による）で近所の人に依頼し通報・自らの携帯電話で手話通訳者に連絡し、手話通訳者が通報）②応急救護訓練（腕をかけが・頭のけが等）③避難訓練（近所の人の説明で煙中避難の体験）④初期消火訓練（訓練用水消栓器で体験）⑤地震体験（震度一から震度七を体験）を行い、最後に講評を行った（次号に続く）

だれもが安心して暮らせる「ふるさとふじみ」をつくりましょう

避難訓練とし
煙中をボランテ
アと共に壁を伝
って避難する

今後の取り組みとしては、自ら申し出された方のほかにも、災害時支援が必要な方がいることから、民生委員が中心として、再び調査活動を行うこととしています。これにより、さらに登録される方が増えることが予想されます。そのときに

今後の支援プラン

提も見かるにしにすに要とい地進と案自分を優り組登に

ランティアで支援していく
してもらつた実績から、
ランティア活動を呼びかけ
る支援者も申し出でもら
たらどうかということも
案され、続いて中学生に
ボランティア活動を呼び
けた方がいい、などの意
が出来され、当面、支援す
側として、協力者を地域
となりました。

水谷東地域の世帯数と人口

(平成19年3月1日現在)

水谷東1丁目

☆ 世帯数 369世帯
☆ 人口 905人

水谷東2丁目

◆ 世帯数 1,006世帯
▲ 人口 3,547人

田水谷東3丁目

世帯数 1,039世帯

■ 入口

世帯数 263世帯

「地域の人々」

災害時の不安 376名が登録

三月八日、水谷東三丁目集会所に於いて、第
三回助けあいネット会議が開催され、名簿登録の
集約結果、名簿の取り扱い、避難支援プランの検
討などが行われました。

水谷東安心安全ステーションでは、災害時などに支
援を必要とする方（世帯）の把握をすくめるため、二
月一日から約一ヶ月間かけ希望者の登録（市に登録）
を呼びかけました。その結果、二五一世帯、三七六名
の登録申込がありました。これは水谷東四町会（水
谷東一丁目・水谷東二丁目・水谷東三丁目・横町）の
全世帯の九・四%に相当します。全体の六二%が高齢
者だけの世帯の申し出となつています。また、高齢者
と同居していない場合もしくは障害や病気があることで登
録申し出に至っています。

次に、名簿の取り扱いについて、富士見市、社協、
町会・自主防災会、民生委員が名簿を共有することに
承諾を得てますが、名簿を持った団体が、他に漏れ
ないように十分に留意するこ

とを申し合わせました。

また、申し出された方へは、「富士見市災害時など
支援登録された方へ」と題した通知を送付することが
決りました。これは申し出者の登録を富士見市に行
つたことを知らせて安心感を持つていただくと同時に、
日々に、日常的に心がけていた大切なことを記載した内
容のものです。これには、①町会・班や地域支援者、
隣近所の人と仲良くする。

②防災訓練や各種の催しにできるだけ参加する。③自
分の身は自分で守ることを心がける。④困ったときな
どは自分から支援者に連絡

をとる。といった内容で、自らも地域に対して「受け
身」という姿勢ではなく、積極的に取り組んでいただ
きたい旨の喚起を促す内容のものとなっています。

